

大和市告示第80号

大和市生活支援体制整備事業実施要綱を次のように定める。

平成29年3月30日

大和市長 大木 哲

大和市生活支援体制整備事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第2項第5号に規定する生活支援体制整備事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、市とする。ただし、事業の全部又は一部を市が適当と認めた者に委託することができる。

(事業の内容)

第3条 市は、地域における高齢の方等に対し日常生活上の支援を行う体制を充実し、及び強化するため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 生活支援・介護予防サービス協議体（以下「協議体」という。）の設置及び運営事業
- (2) 地域における高齢の方等を支援する取組を実施する団体等との調整を行う生活支援コーディネーター（以下「支え合い推進員」という。）の配置事業

(協議体の設置)

第4条 市長は、事業を円滑に実施するために、市内全域を対象とする階層（以下「第1層」という。）及び各日常生活圏域等を対象とする階層（以下「第2層」という。）ごとに、協議体を設置する。

(協議体の所掌事項)

第5条 協議体の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 支え合い推進員の活動を組織的に補完すること。
- (2) 高齢の方等の生活支援・介護予防サービス（以下「生活支援等サービス」という。）の体制整備に係る情報共有及び連携強化に関すること。
- (3) 生活支援等サービスの創出に関すること。
- (4) その他生活支援等サービスに関すること。

(協議体の構成員等)

第6条 協議体の構成員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 第1層 大和市自治会連絡協議会、大和市民生委員児童委員協議会、大和市社会福祉協議会その他市長が別に定める団体からそれぞれ選出された者

(2) 第2層 自治会、大和市民生委員児童委員協議会、大和市地区社会福祉協議会、大和市老人クラブ連合会、社会福祉法人等の中から地域の実情に合わせて選出された者

(支え合い推進員の設置)

第7条 支え合い推進員は、第1層にあつては市職員等を、第2層にあつては各日常生活圏域等から選出された者をそれぞれ配置するものとする。

(支え合い推進員の活動内容)

第8条 支え合い推進員の活動は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域のニーズ把握、資源の情報共有及び問題提起に関すること。
- (2) 多様な主体への協力依頼等の働きかけに関すること。
- (3) 関係機関とのネットワークの構築に関すること。
- (4) 生活支援等サービスの担い手の養成に関すること。
- (5) 生活支援等サービスの開発に関すること。
- (6) 地域のニーズとサービス提供主体とのマッチング活動に関すること。

(守秘義務)

第9条 協議体の構成員及び支え合い推進員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。